令和４年度第３回水巻町農業委員会総会

会議録（概要版）

第３回農業委員会総会

１．開会日時　　令和４年６月８日（水）　　午前　　９時５８分

２．閉会日時　　令和４年６月８日（水）　　午前　１０時３５分

３．場　　所　　水巻町役場　３階　３０２会議室

４．出席農業委員

木寺　敬一郎会長　　木原　一博副会長

１番　甲斐　洋子委員　　２番　森田　まゆみ委員

３番　嶺　　才三委員　　５番　小田　尚徳委員

６番　小田　弘二郎委員　　７番　永沼　　靖委員

８番　木原　年廣委員

出席推進委員

北部　　佃　一俊委員

５．出席事務局員

事務局長　　藤田　恵二　　係　　長　　白川　勉

係　　員　　入江　浩二

６．欠席委員

４番　江藤　喜美雄委員　　南部　　入江　弘委員

７．会議日程

⑴ 開　会

⑵ 会長挨拶

(3) 議事録署名委員２名

７番　永沼　　靖委員　　８番　木原　年廣委員

(4) その他事項について

ア. 利用権の設定について

イ. 農用地利用計画の変更申し出について

ウ. 今後の予定について

（5）閉会

第３回水巻町農業委員会総会

令和４年６月８日

（午前９時 58 分開会）

木寺会長　；(挨拶)

出席 10 名、定足数に達していますので、ただいまから令和４年度第３回農業委員会総会を開催いたします。

議題（１）、会議録署名委員の指名について、を議題といたします。本総会の会議録署名委員に、７番 永沼 靖委員、８番 木原 年廣委員を指名します。

次に行きます。

その他を議題といたします。はじめに、利用権の設定について事務局の説明を求めます。

事務局　；　≪利用権の設定について説明≫

木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

農用地利用計画の変更申し出について事務局の説明を求めます。

事務局　；　≪農用地利用計画変更申出書についてご説明≫

木寺会長　；それでは、地元の農業委員である嶺委員より、説明をお願いします。

嶺委員　；今回対象となっている農地の左隣で私が耕作しているんですが、この対象となっている土地が埋め立てされていて今、岩とか木とか生えています。そこを管理された方は 2 年前に亡くなられていて放置されている形なので、地域で草刈りなどの管理をしていますが、この先ずっとしていくのも難しいので、生産組合長と私の方からは賛成させてもらいました。

農転となると、耕作に支障が出ることは事実ですが、隣の農地に影響が出ないように開発の方をしてもらえれば、問題ないかと考えています。以上です。

木寺会長　；この件についてご意見がある方は挙手をお願いします。

小田委員。

小田(尚)委員；前回も同じようなことがありましたが、その時に県の基準があると聞きました。その基準に合致するとは思うんですけどそれについて説明してもらえますか。

木寺会長　；事務局、お願いします。

事務局　；はい。基準が 5 要件ありまして代替地を検討したが今回ここでないとできないとか。農地が中央部ではなくて農用地の一体の中の他に影響を与えることが少ないというところでここは問題ないとか。あとは耕作しておられる方についての影響。ここは、嶺委員がおっしゃられたとおり今回は少なからず影響はないこともないけど、水の関係がこの先は農地がないというところで少ないというところ。あとは農業生産基盤整備事業をしておりませんので要件としては満たしているというところで判断しております。

小田（尚）委員；ありがとうございます。1つ確認したいんですけれど、ここには農地の買主というのがどこにも出ていないのですが大東建託が建てるということでよろしいんですか。

事務局　；事業者は大東建託さんです。これから先にまた農地転用の書類が出てきます。

木寺会長　；事務局、前回と同じようにまずここで意見を聞いて、農振の協議会を開いて、最後がどうでしたかね。

事務局　；今回、農振除外のスケジュールを当日資料で置いております。流れとしましては現在、JA・農業委員会への意見聴取を行っておりますが、今後、農振地域促進協議会において審議いただいたうえで、福岡県に対して意見聴取を行い、公告縦覧・意見聴取等を行う流れとなります。

計画変更の公告を行ったあとで、農地転用申請を受けることになりますので、全体で必要な日数としては 5 ヶ月程度かかる見込みとなっております。以上です。

木寺会長　；ここで意見聴取をして 6 月下旬に協議会を開いて最終的には農業委員会の転用が出てくるのは9月の下旬になるんですね。

佃委員。

佃委員　；的の外れた質問かもしれませんが、1つは理由の中に固定資産税の負担が大きくと書いてありますが、この地区は他の地区に比べて固定資産税が高いところかどうか教えてください。税金というのはだいたい決まっているような気がするけどこの書き方だと特別高いように書いてある気がするんですよね。

それともう 1 つは、農地変更という形で書類が出ていますが農用地の変更というのは結局色んな理由があるだろうけど、変更許可が出る前から住宅建設というのがはっきり出てきているというのが順番が違うような気がします。

許可される前からこういう意見聴取の会議の中にこんな風にするんだと決定したことが書いてあるというのがちょっとおかしいような気がします。ここまで決まっているなら協議する必要はないんじゃないと思います。

木寺会長　；事務局、お願いします。

事務局　；固定資産税の関係は税務課担当なので私はわかりませんが農地なので特別高いことはないと思います。ただし、今回の申請理由の中で後継者がいない。耕作条件が悪くてできないというのが特に大きな理由です。

固定資産税というのは人によってどう考えるかの違いで、その方にとっては自分では使えない土地の固定資産税が重荷だとおっしゃっているのかなと思います。それとその後の手続きの話しですが、あくまで農用地の変更の決定するのは町なので、この申出書はあくまで町がこうするにあたっての事情があるので聞いてくだいというものなので申請許可ではありません。

あくまで地元の状況と農振の協議会で各委員の農地を維持していくうえでこ

れがどういった影響があるのかなどを踏まえた中での総合的な意見を聞いて町は結果的に除外するかどうかを決めていきます。ここまでは町の判断になりますのでこれを満たしたから100%除外するというわけではありません。

木寺会長　：今の段階で例えば大東建託さんまで話がいっているという、そこまで具体的に出さないといけないのか。それともそこまで出さずに将来的に転用とか売りたいとかでいいのかという。

事務局　；一応、転用が決まっていないと除外できません。セットにはなります。何のために除外するのかというところです。

佃委員　；その他に後継者がいないという理由ですが、自分たちのところも今、農用地を持っているけど子供さんがいないという人もいるんですよ。そうすると極端に言うと端か中の違いなんですよね。

それから一番端っこに住宅が建ったとしますよね。そうすると次はその横、という風に追っかけていけばいいような気がします。私はできるならそういうようにしてもらいたいと思います。今の提案の中の理屈はよく理解しているんですよ。1つ許可したらずっと追えばいいんじゃないかと。極論したらですよ。そう感じることがあります。

事務局　；町としては農振地域は優良農地として指定していますので農地を守るとしていますので、単純に大東さんとか端っこだからできるんじゃないですかといわれますけど端っこだからできるんじゃなくて5要件というのがありますし水が流れる中で周辺農地に影響はないか、端っこでも担い手さんが作っているのであればそれは当然除外することはできませんので、あくまでも基本的には農振農用地は守っていく考えなのでご理解いただければと思います。

佃委員　；これは特例とかではなくあまり無理な案ではないです。別に問題はないんですよ。しかし、あまりこれをやられると私がさっき言ったとおりの事態になるんじゃないかとね。農用地を外してくれと言われる方もいるんですよね。そういう方が出てくるのが気がかりです。

別に今回の件が悪いとかそういうのではなくて、今までの決まったことからいけば端からいけば何も障害はないんです。

小田(尚)委員；私もこの件については何も問題ないと思います。農用地については端から外していくというのは周りに迷惑をかけなければいいと思います。

木寺会長　；事務局、今回、町の意見とか、農用地とか県との絡みがあるので、どんどん端のほうから出た場合、県の考えもどういうものか、町だけでは判断できないものだと思うので、納得できるかわかりませんが県のほうに聞いていただいて教えていただければと思います。

事務局　；県の考え方はあるんですけれど、県はあくまで法的要件を満たしているかどうかで判断しますので、そこの判断は市町村の判断にさせるような形になり

ます。市町村が判断したうえで、事前協議という形でするので、今回の案件もそうなんですけれど、一つ一つ説明していったら、明確におかしな点がない限り OK という形に手続き上はなります。ただ、端っこ端っこと進んでいくのではないかというところはありますので、町としてはその方だけではなく地元と話をしていってそこをどうするか。町としては基本的に残していくという考えがあるのですが、実際管理していくのは地域であったり、個人の土地であったりしますので、そこは個別対応になるかと思いますが、土地を守っていくという事を前提に進めていきたいと思います。

木寺会長　；県として農地が無くなってもいいかという考えを、できたら聞いていただき教えていただければと思います。

事務局　；わかりました。

木寺会長　；よろしくお願いします。
外にご意見がある場合は挙手をお願いします。
ないようなので、全体を通して意見がある場合は挙手をお願いします。
では事務局から今後の予定を説明願います。

事務局　；今月の農地転用の締切日が 6 月 27 日 17 時 15 分までとなっております。次回の総会開催予定日は 7 月 11 日、月曜日、10 時からとなっております。今後の予定については以上になります。

木寺会長　；ないようでしたら、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 4 年度第 3 回農業委員会総会を閉会いたします。

（午前 10 時 35 分閉会）

会議録署名人

7　番

8　番